

平成 18 年度ゴルフ場暫定指導指針水質調査結果



環境省は平成 19 年 11 月 29 日、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下、暫定指導指針という。)に基づき、平成 18 年度に都道府県及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を発表しました。

平成 18 年度は 786 か所のゴルフ場を対象に、45 種類の農薬について延べ 30,430 検体の水質調査を実施し、そのうち指針値を超過したものはなかったということが明らかになりました。

この調査はゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止するため、平成 2 年 5 月に通知された暫定指導指針に基づき行なっているもので、ゴルフ場周辺の水質汚濁防止のための基礎資料となっています。

なお、埼玉県では「埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、3 ヶ月に 1 回以上の水質測定が義務付けられています。

当社ではゴルフ場農薬を始め、土壌・飲料水中の農薬分析についても行っております。これら農薬分析についてご質問等ございましたら、お気軽にお問合せください。

資料 2007 年 11 月 29 日付 環境省報道発表資料
2007 年 11 月 29 日付 EIC ネット

クロマト分析箇所 赤城周作